

# 河川維持管理技術者・河川点検士の活用状況(効果)について

**【概要】** 北上川下流河川事務所河川維持工事においては、堤防除草作業の品質向上を図るため、特記仕様書にて「施工計画書の堤防除草の記載内容に関して、河川維持管理技術者の助言を受ける」ことを記載し、着手前に作業方法や留意点等について河川維持管理技術者より助言を受けたものである。



令和4年4月6日



令和3年4月7日



令和2年4月15日

**助言内容**

- ①除草範囲の危険要因把握は重要。ミーティング等で確認を繰り返し行い安全管理を徹底する
- ②新たな背高植物を繁茂防止のため1回目の除草時期を極力早めに実施する。(6月中旬)
- ③除草後に法面の沈下、クラック等発見したら直ちに出張所へ報告すること。(情報共有)

**助言後の対応**

- ①助言を頂いた危険要因把握について作業区間毎に危険箇所マップを作成し安全管理、安全施工に活用を図る。
- ②イタドリ等の背高植物の群生区間について、こまめ除草区間とし繁茂防止を行った。
- ③助言時に示された全国の取組事例を参考に業務の効率化、安全管理向上、コスト縮減の意識を持ち、業務改善に努めた。